

走査電子顕微鏡用エネルギー分散型
X線分析装置の購入

仕様書

令和6年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
高速炉サイクル研究開発センター
燃料材料開発部 燃料試験課

1. 件名

走査電子顕微鏡用エネルギー分散型X線分析装置の購入

2. 目的

本件で購入する走査電子顕微鏡用エネルギー分散型X線分析装置（以下「EDS装置」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所 高速炉サイクル研究開発センター 燃料材料開発部 燃料試験課が保有するグローブボックス対応型走査電子顕微鏡（テクネクス工房製）にて、模擬核燃料物質等の元素分析を行うために使用するものである。

3. 購入品仕様

(1) OXFORD 製 EDS 装置（AZtecOne with XploreCompact30） 1 台

上記装置の構成は以下の通りとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (i) XploreCompact30 検出器 | 1 式 |
| (ii) X1 アナライザ | 1 式 |
| (iii) EDS 用 PC（モニタ含む） | 1 式 |
| (iv) SEM インターフェイス | 1 式 |

※据付調整及びトレーニングを含む。

なお、上記装置は、株式会社テクネクス工房製 Tiny-PCSEM Mighty-8DX（グローブボックス対応仕様品）に附加可能なものとする。

4. 納期

令和7年10月31日（金）

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
原子力機構 大洗研究所
照射燃料試験施設内指定場所（非管理区域）

(2) 納入条件

据付調整後渡し

6. 検収条件

第5項に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査及び動作確認検査の合格（検査結果は「動作確認検査成績書」として提出すること。）並びに第7項に示す提出図書の完

納をもって検収とする。

7. 提出図書

- (1) 取扱説明書 1部（紙媒体又は電子媒体）
- (2) 動作確認検査成績書 1部（紙媒体又は電子媒体）

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 品質マネジメント

- (1) 調達物品等（外部から調達する物品又は役務）の不適合報告及び処理に係る要求事項
不適合発生等の場合には、その状況及び処置の方法を原子力機構へ報告すること。
対応方法は、大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）に従うこと。また、不適合の識別から是正処置の完了まで、責任分担を明確にすること。
- (2) 調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報の提供に関する事項
装置の維持に係る必要な技術情報がある場合には、これを提供すること。
- (3) 安全文化を醸成するために受注者が行う活動に関する必要な要求事項
作業を実施する場合は、安全確保に必要な教育等を受講した者を従事させること。
- (4) 調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出に関する事項
本仕様書に記載された要求事項を満足して作業が完了したことを示す文書を提出すること。
- (5) 受注者監査に関する事項
原子力機構が実施する品質マネジメントに基づき、次の場合に受注者監査を実施する。受注者監査を実施する場合には、事前に受注者（関係する外注先を含む）の合意を得るものとする。
 - (i) 特別受注者監査：事故・トラブル発生時に実施する。
 - (ii) 受注者監査の実施結果に基づき、受注者に対して必要な改善を指示することがある。

10. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じ

た場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。また、協議内容は受注者が議事録を作成し、双方が確認することとする。

以上